

「DCプランナー教本（企業年金・退職金に強くなる講座）第1分冊 わが国の年金・退職金制度」正誤表

頁	箇所	誤	正
68	上から14行目	基本月額が28万円を超え、総報酬月額相当額が <u>28万</u> 円を超える場合	基本月額が28万円を超え、総報酬月額相当額が <u>48万</u> 円を超える場合